

## 2022年11月24日開会 (通算144回)

例会開催日は、木曜日です。

### 開会点鐘・歌の斉唱

日も風も星も

### 会長挨拶



皆さん、こんにちは。本日も平日のお忙しい時間に例会に出席頂きまして、ありがとうございます。  
なぜか武川さんが司会の時は声が張ります(笑)よろしくお願いします。

先日、地区大会に出席して参りました。RIが提唱するDEI、多様性・公平性・インクルージョンにもっと寛容性を持ってやっていきましょうと節々で言われました。

わたくしは不動産関係の仕事をしており、お客様からのお話で通ずるものがあるなと思ったことがあります。わたくしより少し年上の女性の先輩の息子さんが新築のマンションを購入しました。結婚の予定はないが、同棲している彼女とそれぞれでローンを組んで、共有名義にしてマンションを購入したそうです。普通

は結婚の予定がないと住宅ローンは組めないの、そんなことが出来るのかと調べてみました。銀行の住宅ローンは組めないのですが、住宅金融公庫は組めるとのことでした。いわゆるフラット35の金融機関なのですが、こちらは購入したマンションにそれぞれが住民票をきちんと移すことが出来るのであれば住宅ローンが設定できます。後学の為に色々調べてみたら、同性婚の場合は住宅金融公庫はローンが組めず、逆に銀行ローンは「パートナーシップ証明書」を提出するとローンが組めます。ただ、このような相談が非常に多いようで、住宅金融公庫も多様性の時代に向けて取り組んでいるそうです。今はSDGsやLGBTが身近にあるのだなと感じました。

我が宮の杜ロータリークラブもこういった多様性に対応していかなければならないと思っております。クリスマス会や家族会に、日頃ロータリー活動などで迷惑かけている家族を呼んで労いましょうとしておりますが、色々な事情で結婚していないがステディな関係の方も呼んで頂いてご紹介して頂きたいと思っております。同じクラブの仲間の家族だとわたくしは思っております。

皆さん、どんどん時代は変わってきております。多様性を持って、公平的に活力のあるクラブ活動を楽しんでやっていきましょう。

本日もよろしくお願い致します。

## 幹事報告



●11/12、11/13地区大会が開催されました。当クラブからは21名参加致しました。ご参加頂きました皆様、ありがとうございました。

●西名古屋分区IMのご案内です。2023年2月21日 16:00~20:00 名古屋マリオットアソシアホテル16Fにて開催されます。

出席義務者がいらっしゃいます。

会長・副会長・会長エレクト・幹事・副幹事・クラブ奉仕・職業奉仕・社会奉仕・青少年奉仕の各委員長及び2021年度以降にご入会の方です。

詳細は本日お配りしたチラシにございます。

出席義務者でない方のご出席もぜひお待ちしております。

●5/27~5/30に開催されるメルボルン国際大会の登録早期割引についてとガバナーナイト日本人親善朝食会の案内も本日お配りしております。

ガバナーナイト、日本人親善朝食会はクラブ単位での申し込みとなりますので、ご希望の方は事務局まで

ご連絡をお願い致します。

●明日11/18に地区内社会奉仕委員長会議が開催され、田中社会奉仕委員長が参加されます。

●11/19(土)に秋季米山奨学生学友合同研修会が開催され、ジェギョンさんとカウンセラーの永田会員が参加されます。

●同日、地区青少年交換プログラム第3回オリエンテーションが開催され、加藤副幹事と候補生の奥田紘也さんと牧野ななみさんが参加されます。

●次回例会は12/1(木)18:00~@コートヤード・バイ・マリオット名古屋となります。

会場などお間違えのないよう、よろしくお願い致します。



## 委員会報告

### 【出席委員会】 青木剛基会員より

・出席率(出席免除者2名含む)

(今回)

第144回例会(11/17)

当日出席率:36/65名 55.38%

(前回)

第143回例会(11/10)

当日出席率:46/64名 **100%**

※出席免除者除いて計算

・ニコボックス

### 高木俊郎より

第8波、ご注意下さい。

安藤和樹さん、お待ちしております。

これからも宜しくお願いします。

### 出口茂より

クラブアッセンブリーお疲れ様でした。

### 鈴木拓将より

安藤和樹さん宮の杜へようこそ!!

皆さん、「カズキ!」って呼んであげてください!!

### 山城徹也より

安藤さん、ようこそ!

一緒にロータリーができること、すごく嬉しく思います。

### 伊吹洋平より

クリスマス会出欠、全員ご回答宜頂き、ありがとうございました!!

本日も宜しくお願い致します。

浅野慎之、大野将義、加藤謙一、清訓芳、佐野洋一郎、高橋勝之、田中吉彦より

第144回例会を祝して

★クラブ奉仕委員会 牧野敬充委員長より



12/15(木)に上期納会があります。会場はグランターブル・キタムラです。来週には出欠回答配信を致しますので、ご回答をお願い致します。  
皆様のご出席をお待ちしております。

★職業奉仕委員会 山口泰弘委員長より



来年1/12(木)に職場見学がございます。11:00~12:00、当クラブクラブメンバー大塚真次郎さんの「就労支援事業所 えんの里」へ訪問させていただきます。  
終わってから懇親会を予定しております。  
皆様のご参加をお願い致します。

★RYLA委員会 高橋SAAより



先週、メールとLINEで第31回RYLAセミナーのご案内が届いておられると思います。こちらの登録料が一人\20,000かかりますが、これを青少年奉仕委員会の事業費として負担をさせて頂きたいと思います。全く負担のない状態で高校生から30歳までの方が参加できますので、ぜひお申込みをして頂きたいと思います。本来なら不破青少年奉仕委員長からご案内をさせて頂くところですが、ご家族の学校がコロナで休校となり、念のため例会をご欠席されましたので代理でご案内させて頂きました。

**★米山記念奨学委員会 堀場和孝委員長より**



ジェギョンさんは昨日、名古屋東南RC主催の「留学生の集い」に参加され、本日はクラブ例会、明後日土曜日は「秋季合同研修会」に参加、来週の月曜日は米山委員会の懇親会に参加して頂く予定となっております。

非常にロータリー活動に忙しくされておられます。

～奨学金贈呈～



～2021学年度米山記念奨学生 イ・ジェギョン氏～

皆さん、こんにちは。

先日、東山動植物園行って参りました。頂いたチケットを利用しました。

とても風景が綺麗でした。日本は四季が感じられ、その環境に感謝の気持ちがあふれました。

先々週くらいに卒業論文の1次提出をしました。そのフィードバックを今週頂いたのですが、今までの外国人学生は文章がおかしくて直すところが沢山あったけれど、私は直すところがほぼなく、もう少し追加するだけでよいそうです。

とても嬉しかったです。これで卒業が確定しました。

これからも宜しくお願いします。



### ★ゴルフ同好会 名宮会 山口泰弘幹事より

次回名宮会は、12/12(月) グレイスヒルズ 8:00スタートで行います。

皆さん多数ご参加して頂いておりますが、少し枠が余っておりますのでご都合のよろしい方がいらっしゃいましたらご参加をお願い致します。

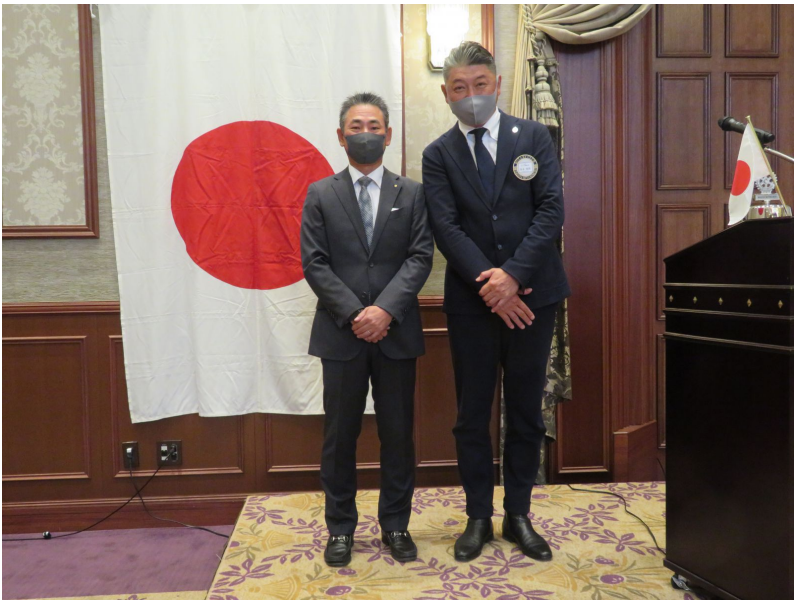
また、名宮会に入会希望の方がいらっしゃいましたら、私の方までご連絡をお願い致します。



## その他

### ～入会式～









安藤 和樹 氏

## ～卓話～

堀田 崇会員 「あなたの知らない弁護士の世界」





堀田です、よろしくお願い致します。

実は先週の月曜日に名古屋中ロータリークラブで卓話をさせて頂きました。「女子サッカーの未来」というテーマでした。初めて他クラブの例会に参加して来たのですが、中ロータリーは140名の会員がおられ、当日も100名程出席されておりました。後で知ったのですが、女性会員がいないのです。なぜかとお伺いしたら、140名から会員を増やす必要がない、あえて女性を入れないとのことで、それについては種々ご意見・ご異論もあるようですが、私はそんなこと全然知らずに女子サッカーや女性の活躍など散々話しました。ビックリしましたし、最初に教えてほしかったと思いましたが、同時に知らないがゆえに言えたことも沢山あったので逆に良かったと思っています。

当クラブも中々女性会員が増えないのですが、先ほどの会長のお話にもありましたが多様性や組織としての厚みを考えると女性会員がいるというのは大事なのではないかと思います。

私は明治大学の文学部で英米文学を選考していて、卒業した後に明治大学の法学部の専門課程に2年間通いました。平成9年3月に卒業して、平成9年の10月に司法試験に合格し、司法修習を経て、平成12年4月から弁護士になりました。

弁護士になって23年目くらいになります。昨年愛知県弁護士会の副会長をさせて頂きまして、1年間弁護士会の役員室に朝から晩までずっといるという生活を送っておりました。その中で見たこと、学んだことが色々ありました。

まず弁護士になるにはどうしたらいいのか、

①司法試験の受験資格を取得する。

では、受験資格を取得するとはどういうことか。

私の時代は誰でも試験を受けて合格すれば弁護士になれたのですが、現在は予備試験ルートと法科大学院ルートがあります。

法科大学院ルートは大学を卒業してから法科大学院に入学します。既習コースと未習コースがあり、既習コースは法学部出身で4年間法学を学んで2年間大学院で学ぶコース。

未習コースは法学部出身ではなかった方が大学院に入って3年間大学院で学ぶコースとなります。ただ、法学部を卒業しても未習コースへ行く方が一定数いて、本来は法学部ではない多様な人材を育成して弁護士にしていこうというのが未習コースの存在意義なのですが、法学部出身の方もいるとうことで多様な人材を得ることが出来なくなっています。

もう一つの予備試験ルートですが、予備試験を受けるのに受験資格は一切必要ありません。高校生でも受験が出来ます。法科大学院に行くような時間的に余裕がない、経済的な余裕がない、早く受けたいという方はこの予備試験を受けて、合格して司法試験の受験資格を取得して弁護士になるというルートになります。お金もかからないし、早く弁護士になれるのでこのルートを選択する方も非常に多くなっています。

ただ予備試験は非常に難しいと言われています。

## ②司法試験に合格する

憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法、この6科目を勉強して試験を受けるのが司法試験となります。

では合格率はどれくらいかというと、令和4年度受験者数は3082名、合格者数は1403名、合格率45.52%。法科大学院別の合格者率は東大・京大・慶応・早稲田が極めて高く、これ以外の大学はどこも低くなっております。

予備試験ルートの合格者率は97.52%。予備試験に受かった方はほぼ100%の確率で司法試験に受かる。予備試験の段階で相当な選抜が行われているということになります。

ちなみに酒井さんが合格された昭和46年は合格者数はわずか533名でした。合格率は2.39%。100人中2人しか受からない年でした。

私の年は2.75%でした。この頃から弁護士の数を増やすということで試験の改革がおこなわれはじめました。

それに伴って受験者の数も増えていきます。平成14年、河村さんが合格した年には合格者数が1000名を超えます。酒井さんの年から倍以上となります。合格率は2.59%となります。

平成18年、おそらく水野さんが合格された年ですが、この年から新司法試験が始まりました。法科大学院を出て受験するはじめての年です。旧試験と新試験あわせて1558名の合格者を出し、合格率は48.25%となります。

これだけ弁護士が増え、現在は4万人を超えています。私が弁護士になった頃から比べると倍以上になりました。ここ10年で弁護士になった方の人数と、10年より以前の60数年間に弁護士になった方の数が同じくらいです。

弁護士の所得はどれくらいだと思いますか？

3000万・・・2000万・・・

厚生労働省令和3年度の賃金構造基本統計調査によると、弁護士の平均年収は9,423,600となっております。2021年に日弁連が実施した弁護士実勢調査では弁護士の収入の中央値は14,370,000。所得の中央値は700万円だと言われています。平均値ではありません。平均値だと一部の高所得の弁護士が平均を上げてしまうので、弁護士人口の上から順番に並べて真ん中をとったのが中央値となります。日弁連が調査した中央値の変遷は2000年の所得は1200万円、2006年は1200万、2008年は1100万、2014年になると600万、2018年は650万、2020年は700万。皆さんがお考えになっている金額と、いかにかけ離れているかというのがよくわかると思います。わたしは300万くらいです笑

私の妻も弁護士ですが、ほとんど仕事をしていないので0~100万くらいです。そういう方も含まれておりますし、色々な弁護士の形もありますので一概にはこの金額が正しいかどうかはわかりません。

弁護士自治という言葉をご存知でしょうか。何かというと弁護士会の予算・決算は弁護士会が決めます。国からお金をもらっているわけではなく、弁護士が弁護士会に納入する会費によって運営されております。したがって誰からも監督を受けないこととなります。

明治5年に司法職務訂正というものがありました。三百代言というものがあまして弁護士の世界では尾を引いた言葉なのですが、「代言人」、弁護士の前身ですが、いわゆる事件屋ができたときに、そういう人がどんどん増えてきわめて廉価なお金で引き受けて質の悪い弁護をする代言人があらわれました。世の中から蔑まれて三百代言といわれて軽蔑されていきました。それを踏まえて、明治9年に免許制になりました。しかし実態としてはかわることはなく、国家機関による監督を受けるようになります。弁護人が弁護する人を守ろうとして言ったことが訴えられて刑務所に入れられる時代となってしまいました。明治29年に弁護士法が制定されます。今の弁護士法の前前身です。各裁判所ごとに弁護士会を設立して、弁護士会に登録しないと弁護

士としての業務はできないという現在の骨格ができあがりました。しかしまだ弁護士としての正当な言論はないということで、警察や裁判所の横暴に屈しない態度をとると刑務所に入れられたり、弁護士の資格をはく奪される時代がずっと続いてきました。そこで弁護士が弁護士の身分や予算などを決めるのだという運動を始めました。ところが弁護士会の内部で色々な闘争が起こり、分裂騒動も起こり、東京には弁護士会が現在3つあります。いまは弁護士と検事は対等な統治者として扱われています。

弁護士自治は弁護士の身分を失わせるかどうかは弁護士会が決めることが最たるものだと言われております。弁護士が弁護士会から受ける懲戒はどんなものがあるのかというと、戒告・業務停止・退会命令・除名の4種類になります。

懲戒制度というのは公益目的なのです。実態としては弁護士が携わった事件の関係者が被害にあった場合になされるものであります。懲戒請求というのは被害者でなくても悪さをしている弁護士がいたら誰でもできます。

ここで設問です。

●弁護士でなくなるのはいつ？

事例

弁護士Aは、2月1日、依頼者から預かった金を横領して、逮捕された。

2月10日、当該依頼者から弁護士会に懲戒請求があった。

弁護士Aは、懲戒処分を受けたくないので、3月1日、弁護士会に退会届を提出した。弁護士Aは、刑事裁判において事実を否認して争ったが、6月1日、懲役3年執行猶予5年の判決を受けた。

弁護士会は、6月10日、弁護士Aを除名処分とした。

弁護士Aは、判決を不服として控訴して争ったが、棄却され、最高裁に上告したが、上告棄却に終わり、12月1日、懲役3年執行猶予5年とする判決が確定した。

1 逮捕された時点 2 懲戒請求があった時点 3 退会届を提出した時点 4 有罪判決を受けた時点 5 除名処分をした時点 6 判決が確定した時点

答えは 5の除名処分をした時点です。

懲戒請求がなされて綱紀委員会に係属しますと、その時点で退会届は受理されません。懲戒処分がどうなるかが出てからでないと退会ができません。逮捕された時も無罪の可能性があるので処分は課されません。有罪判決が出てても確定がされていないのでまだ無罪の可能性が有る。この理由から5になります。

除名処分を受けると3年間は弁護士として活動ができなくなります。

しかし3年後には弁護士資格は復活します。弁護士会への登録も可能です。

実刑判決の場合は刑の執行終了後、10年経過すると登録可能になります。

ただ、そういう人間を弁護士会が受け入れるかということそうではありません。弁護士会へ入会する時に審査があり、必ずはねられます。

私は昨年の副会長の時に過去に有罪判決を受けて、執行猶予期間が満了して再入会の申込をしてきた案件の担当副会長で資格審査会というのをやりました。とてもしんどい思いをしてきました。

最近では弁護士の不祥事が本当に多く、私も昨年3つほど記者会見をしました。世の中の弁護士に対する信頼が揺らいでいるのではないかと、そうなるかと弁護士自治はなくなるのではないかと考えています。弁護士自治が守られるといいなと思っています。